



2024年6月3日

各 位

上場会社名 株式会社 地域新聞社  
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年  
(コード 2164)  
問合せ先 経理財務本部本部長 江澤 務  
(TEL. 047-485-1107)

### ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ノンコミットメント型ライツ・オファリングの実施について決議し、あわせて上記について本年6月28日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本日決議いたしました「ノンコミットメント型ライツ・オファリング」（以下「本ファイナンス」といいます。）を、本ファイナンスにより発行される当社第7回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）を決議した趣旨及び調達資金がもたらす効果については以下のとおりです。資金調達の具体的な目的及び資金使途の詳細は、下記「2. 本ファイナンスの目的等」及び、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をそれぞれご参照ください。

**また、本ファイナンスに関し、「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A」を開示しております。本書とあわせてご確認ください。**

本ファイナンスは、下記「その他 株主総会について」に記載のとおり、2024年6月28日開催予定の本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認を条件とし、2024年7月12日に本新株予約権の無償割当ての効力が発生します。

#### ■ノンコミットメント型ライツ・オファリングについて

##### ① ノンコミットメント型ライツ・オファリングについて

ライツ・オファリングとは、新株予約権を一定の日における発行会社以外の全ての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金（行使価額）を調達する手法です。

この資金調達手法は、既存株主に平等な投資機会を提供することが可能です。既存株主は割り当てられた新株予約権を行使することによって、行使価額で株式を取得することができます。一方、割り当てられた新株予約権は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されるため、行使を望まない株主は市場で新株予約権を売却することも可能です。ライツ・オファリング

は、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、当社及び当社株主の双方にとって有力な資金調達手法であると考えております。

ライツ・オフアリングには、権利行使期間内に株主又は一般投資家が行使しなかった新株予約権は消滅するノンコミットメント型ライツ・オフアリングと株主又は一般投資家が行使しなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使するコミットメント型ライツ・オフアリング（一部コミットメント型ライツ・オフアリングを含みます。）があり、本ファイナンスはノンコミットメント型ライツ・オフアリングとなります。

## ② 本ファイナンスの行使価額について

ライツ・オフアリングは、すべての株主に等しく無償で新株予約権が割り当てられること、会社法上の有利発行規制の制約がかからないことから、新株予約権の行使を促すインセンティブ効果が見込める水準まで行使価額をディスカウントすることが可能です。

本ファイナンスにおいては、本新株予約権の行使価額は、339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合には、その翌営業日の終値とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。））と設定しております。

## ■その他

### 本株主総会について

本ファイナンスは、2024年6月28日開催予定の本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認を条件とし、2024年7月12日に本新株予約権の無償割当ての効力が発生します。本ファイナンス、すなわち新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりましたが、本ファイナンスにおいては、

- (i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること
- (ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていること
- (iii) 当社の独立社外取締役田中康郎氏から、「本件増資は、株主割当増資に分類されるもので、全ての株主に平等・公正な設計となっており、少数株主保護の観点において格別の問題を生じさせるものではないが、前回のノンコミットメント型ライツ・オフアリングに係る実施状況及び当社代表取締役が当社筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の役員を兼任しているなどその後の当社の役員構成等に鑑み、本ライツ・オフアリングによる資金調達手法について株主総会の承認を得ておくことが相当である」旨の意見が出されていること

などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを条件として、本ファイナンスを実施することといたしました。本株主総会に係る各議案については、株主に対して別途送付される「臨時株主総会招集ご

通知」にてお知らせいたします。

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について当社は2022年11月24日の当社第38期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量保有行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本ファイナンスにおいて当該新株予約権が上場されることは、当社による資金調達による株式価値の希薄化の影響を低減し、既存株主の利益を保護するために極めて重要な要素と考えております。しかしながら、ライツ・オフリングという資金調達手法の性質上、当該新株予約権の上場期間中において、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）と同数の新株予約権が市場において売買可能な状態となるため、かかる状態を奇貨として不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われるおそれがあり、その場合に、当該大量取得行為を行う者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることができるようにしておくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保のために不可欠と考えております。なお、当社株式の市場における取引状況や対象となる会社との協議等を経ずに株券等を大量に取得する事例が増加している昨今のわが国の資本市場の状況等も併せ鑑みると、本ファイナンスに際して上記の不適切な者による大量取得行為が行われることを抑止する必要性は特に高いものと考えております。

このように、既存株主の利益に配慮した資金調達手法である本ファイナンスによる資金調達を成功させ、当社の財務基盤の強化と更なる成長戦略推進のための資金を確保することと、その際に生じる状態を奇貨として、不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われることを抑止することは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、両者はいわば車の両輪として、株主の皆様にとって共に重要であると考えております。なお、金融商品取引法では、一定の大量取得行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、大量取得行為に関する開示や手続に係るルールを定めておりますが、公開買付規制は原則として市場内取引には適用されない上、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるためには、本ファイナンスに際し、本プランの適用が必要と考えております。なお、当社株券等の取得行為は、本ファイナンスにおいて割り当てられた新株予約権の行使率が低いほど本プランの適用対象に該当しやすくなるため、かかる取得行為が本プランの適用対象となるか否かについては、取得者が取得した当社株券等の数や当該新株予約権の実際の行使動向等を踏まえて判断する方針です。

本プランの詳細については、2022年10月24日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

本ファイナンスにおいては、本新株予約権が東京証券取引所に上場される予定であることから、割当てを受けた本新株予約権の行使を希望しない株主は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までに本新株予約権の行使も売却も行わずに保有を継続された本新株

予約権は、行使期間の満了により失権（消滅）し、以後その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。

本新株予約権の割当て後は、

- (i) 本新株予約権を行使して普通株式を取得する
  - (ii) 本新株予約権を市場等で売却する
  - (iii) 本新株予約権を行使期間内に行使せず、本新株予約権を失権（消滅）させる
- の選択肢が存在しますが（i）（ii）のいずれかを選択していただきたいと考えております。

なお、当社の2024年8月期に係る定時株主総会での議決権及び2024年8月期期末配当の基準日は2024年8月31日です。これに伴い、本ファイナンスの行使期間である2024年7月12日から2024年9月11日のうち2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関（以下に定義します。）の本新株予約権の行使取次停止期間となります。また、株主の皆様が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式につき、当社の2024年8月期に係る定時株主総会での議決権を得るためには、原則として、2024年8月26日の営業時間までに本新株予約権の行使請求の完了を確認することが必要になります（なお、前述のとおり、2024年8月31日は2024年8月期期末配当の基準日でもあります。2023年8月期決算短信において公表しておりますとおり、2024年8月期の配当予想は無配としております。）。なお、口座管理機関によっては行使請求の受付期間や手続の完了までに要する期間が異なる場合があるため、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ず株主様ご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。

株主の皆様におかれましては、本書並びに本日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフERINGに関するQ&A」をご参照いただき、本ファイナンスの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

**《本件専用お問合せ窓口》**

**地域新聞社**

**ライツ・オフERING 問合わせ係**

**047-485-1107**

**6月3日（月）～9月11日（水）**

**但し土・日・祝日を除く平日9:00～17:00**

## 1. 本ファイナンスの概要

### (1) 無償割当ての方法

2024年7月11日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社地域新聞社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の名称	株式会社地域新聞社 第7回新株予約権
株主確定日	2024年7月11日
割当日	2024年7月12日
本新株予約権の割当ての方法	会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024年7月11日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。
発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	発行新株予約権総数の見込み数は2,158,527個です。 ※発行新株予約権総数は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数です。上記の数は、2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。 割当てによる潜在株式総数は、発行新株予約権総数に係る上記見込みの数を前提とした場合、2,158,527株となります。 ※本ファイナンスによる潜在株式を除いた、2024年5月31日現在における潜在株式数は66,600株です。
本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とします。 ※本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除きます。）が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加します。
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は本新株予約権1個当たり339円です。 但し、2024年6月27日（終値がない場合は、その翌営業日の終値とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小

	数第1位を切上げます。)とします。
本新株予約権の権利行使期間	2024年7月12日から2024年9月11日まで ※但し、権利行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関(以下にて定義します。)の本新株予約権の行使取次停止期間となっており、一般投資家は本新株予約権の行使請求を行うことができません。 ※但し、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ずご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります(なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続にさらに時間を要する可能性があります。)
行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
取得事由	本新株予約権の取得事項は定めません。
行使請求の方法	① 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じです。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使価額の支払いを行います。 ② 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。 ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
外国居住株主による本新株予約権の行使について	①米国籍居住株主は、本新株予約権を行使することができません。 なお、「米国籍居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。 ②当社は、本新株予約権の募集について、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。 外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。
振替機関	株式会社証券保管振替機構
その他	① 上記の各項目については、本株主総会における新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とします。

	<p>② 当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付します（自己株式による交付は予定していません）。</p> <p>③ 株主又は投資家の皆様におかれましては、本プレスリリース及び 2024 年 6 月 3 日付で関東財務局長宛に提出されている有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<a href="https://disclosure2.edinet.fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet.fsa.go.jp/</a>）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>④ 各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任します。</p>
--	---

## 2. 本ファイナンスの目的等

### （1）資金調達の目的及び理由

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、働く人たち、地域社会及び国家の役に立つことを目標に掲げており、具体的には、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」ことをブランドミッションとし、事業活動を行なっております。

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、インターネット広告市場の成長により顧客の獲得競争や価格競争の面で厳しい経営環境が続いておりますが、インターネット広告市場内でも競争激化による広告効果の低下が始まっており、改めて紙による広告効果も見直されてきております。当社の基盤事業である新聞等発行业は、千葉・茨城の首都圏 2 県において毎週約 173 万部を発行（2024 年 5 月末現在）しており、かかる事業基盤は当社の堅実かつ強固な営業資産を構築しております。また、折込チラシ配布事業についても、独自の配布網を持ち高い配布率を維持していることから折込チラシ配布の需要も底堅く、地域への貢献を通じた当社の事業は、根強く受け入れられているものと自負しております。

かかるコア事業についてはこれまで通り力を注ぐことには変わりありませんが、新たな事業への着手・遂行、加速していくことを目的として、2024 年 2 月 7 日付の「代表取締役社長の異動（社長交代）に関するお知らせ」で公表しておりますとおり経営体制を変更いたしました。新たな経営体制の下、今後は、毎週 170 万世帯にリーチすることのできる自社インフラ、約 2,500 名の配布員、地域情報を収集する約 150 名のライター、地域の事業者と強固な関係を築いている 50 名以上の営業網等、当社の保有する「アセット」を活用した他社とのアライアンス・資本業務提携を推進し、「配布エリア内（千葉県・茨城県）の地域活性化／エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造していきたいと考えております。また、当社サービスのユーザー約 60,000 人のデータを活用するため、生成 AI の研究開発にも挑戦していきたいと考えております。

以上のとおり、新たな事業方針を具現化することで、中長期的に事業成長スピードを上げるためには、財務基盤を強化するとともに、更なる成長戦略を推し進めるための資金の調達が必要不可欠であり、本ファイナンスを実施することといたしました。

### ① 資本業務提携、M&A

これまで当社は、フリーペーパー「ちいき新聞」への広告出稿及びチラシの折込をメインに事業を展開してまいりました。資本市場からも“フリーペーパーの会社”という見方が定着しておりま

す。しかし、当社の持つ本来の価値は、毎週 170 万世帯にリーチすることのできる自社インフラ、約 2,500 名の配布員、地域情報を収集する約 150 名のライター、地域の事業者と強固な関係を築いている 50 名以上の営業網等の「アセット」であると考えております。これは広告事業だけで有効な資産ではありません。そこで、当社は「アセット」の再定義を行い、“フリーペーパーの会社”というイメージからの脱却を図ります。そのためには外部企業との連携が必要不可欠であり、当社「アセット」を活用したい企業とのアライアンス・資本業務提携及び M&A を積極的に行い、「配布エリア内（千葉県・茨城県）の地域活性化／エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造する取り組みを推進したいと考えております。

## ② AI、ソフトウェア研究開発

現在当社ではサービスを利用していただいた約 60,000 人のユーザーデータを保有しており、これらは今後アライアンスによる外部企業との連携が進むことで飛躍的に増えることが予想されます。アライアンス先との間で創出された新たなサービスは、必ず当社が運営する Web サイト「チイコミ！」を介して提供されることを目指しており、「チイコミ！」にはユーザーの属性・行動履歴などのデータが集積されることとなります。このデータを整理・分析することでマーケティングへの活用が想定され、首都圏の生活者を対象にした大規模なテストマーケティングが可能となれば、新たなサービスとして売上への貢献が期待されます。また、当社では年間で約 20,000 本の広告原稿が作成されていますが、反響の良い広告原稿を分析することでクライアントへの提案の精度が上がり、既存のサービスへの貢献も期待できます。こうした膨大なデータを処理するための生成 AI の開発が鍵となり、産学連携も視野に入れた研究開発が必要であると考えております。また、さまざまなサービスの参加にいざなうプラットフォームとなる「チイコミ！」に「ちいき新聞」本紙に掲載されている記事・広告といったコンテンツを同じように展開させるための機能開発を行うことで、単なるハブ機能だけでなくエンタメ性あふれるサイトとしたいと考えております。

## ③ リソースの拡充

今後、新たな事業方針の下、成長戦略を推進していくにあたり、これまで当社の発行エリアである千葉県・茨城県を中心に顧客の開拓を行ってまいりましたが、当社サービスを発行エリア外に展開していく、あるいは他社サービスを当社発行エリア内で周知することにより売上規模の拡大を目指していきます。これらサービスの広域への展開をスピーディーに進めるためには事業拠点の拡大を含め、設備・人員体制・機能強化への投資が必要となります。具体的には、当社とアライアンスを結ぶ企業との事業スキーム開発を担当する組織、アライアンスを実行に移しクライアントの発掘等を担当する組織の人員体制強化や当社企業価値の向上を適切に投資家へ発信するコーポレートコミュニケーションを担当する組織の人員体制強化を考えております。また、当社アセットの核ともいえるインフラ機能の維持・発展のため配布員に対するインセンティブ強化及び配布地図システム強化を実施したいと考えております。

なお、今回調達する資金の使途の詳細に関しましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりです。

## (2) 本ファイナンスを選択した理由

当社は、本ファイナンスの決定に際し、当社の財務状況、当社普通株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の実現性という観点から、本ファイナンスと他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本ファイナンスは、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。なお、当社は2023年4月11日を効力発生日としてノンコミットメント型ライツ・オフアリング（以下「前回ライツ・オフアリング」といいます。）を実施いたしましたが、2023年6月16日付「ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにより発行する第5回新株予約権の最終行使結果及び発行済株式総数に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、行使比率は4.19%と低調に終わりましたが、その原因としては、i) 一般的なライツ・オフアリングと比べ新株予約権の行使価格のディスカウント率が低く設定（条件決定日の終値からのディスカウント率は10%）されており、かつ、新株予約権の行使期間のうち47日間において当社株価が当該新株予約権の行使価額を下回る水準で推移したこと、ii) 直前の当社2023年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を下回ったこと、iii) 一部発行エリアの休止を決定・発表したことなどの理由から、新株予約権を行使するインセンティブが十分に生じなかったためであると考えております。本ファイナンスにおいては、ADワークスグループ及びエンジェル・トーチ社からの助言・提案はなく、行使価額のディスカウント率を50%として行使のインセンティブを高めていること、直前の当社2024年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を上回っていることなどから、前回のファイナンス時とは新株予約権の行使条件、経営環境が大きく異なり、当社が必要とする資金の額を考慮しても、前述のとおり現時点の当社において最良の資金調達方法と考えて選択いたしました。

#### ① ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを採用した理由

ライツ・オフアリングとは、一定の日における発行会社以外のすべての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の特長を有した資金調達手法であると考えております。ライツ・オフアリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却し、その経済的対価を受領することができるため、新株予約権の無償割当てにより自らが保有する株式の株式価値に希薄化が生じたとしても、当該不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

#### ② その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オフアリングは「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、以下 i から iv に記載したその他のエクイティ・ファイナンスのいずれとの比較においても、現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

その前提を踏まえた上で、本ファイナンス以外の他のファイナンスの検討については以下のとお

りです。

#### i. 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達は、現在の金利情勢を鑑みると、資本金に比較して低コストで調達できるものの、当社の借入金の高残状況や財務内容等を総合的に鑑みれば、資金の調達について金融機関からの借入れに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、負債性資金による調達よりも資本金による調達が望ましいと考えております。よって、上記方針を踏まえ、今回は金融機関からの借入れを除外することといたしました。

#### ii. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手法ではあるものの、「②その他の資金調達方法の検討について」で冒頭に記載のとおり、当社が調達を要する資金の額に鑑みると、大型の公募増資を実施することが必要となる場合、[当社の現在の株式流動性及び時価総額規模が小さいこと、]公募増資の場合には、1株あたり時価の理論値の下落だけでなく、公募増資における既存株主は普通株式を引受ける権利が与えられないことから、ライツ・オファリング等の株主割当の手法による資金調達と比べて既存株主に与える影響が大きくなる可能性があるため、資金調達手法の候補からは除外することとしました。

#### iii. 株式、転換証券及び新株予約権を用いた第三者割当増資

公募増資と同様に、株式及び新株予約権を用いた第三者割当増資については、当社株式の売買高は低水準にて推移しており、当社としては当社株式の流動性改善を重要な課題として考えております。そうしたなか、株式及び新株予約権を用いた第三者割当増資については、機動的な資金調達が可能である点ではメリットが考えられる一方、当社株式の引受先として当社と親密な取引先等が上げられ、当社株式を長期保有されることが想定されます。このような場合は当社株式の流動性の改善には繋がらないため、今回のファイナンス手法の検討に際して当初より除外することとしました。

新株予約権付社債などの転換証券については、将来的な株価変動により株式への転換時において発行される株式数が変動する可能性があり、既存株主への影響が不透明であることから、資金調達手法の候補として望ましいものではないと判断し、資金調達手法の候補からは除外しております。

#### iv. 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、ライツ・オファリングと同様、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、既存株主に対して「既存株式1株あたりの利益の低下」「既存株式1株あたりの議決権比率の低下」「既存株式1株あたりの純資産の低下」による希薄化の影響が比較的少ない資金調達手法と考えますが、新株予約権を売却する機会が確保されていないため、結果的には新株予約権を行使することを希望しない株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢は限定的であり、当社が考える既存株主の利益保護を最優先させるという点において、既存株主の利益に鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、既存株主の保有割合に

応じて割当てがなされるため、希薄化による影響が比較的少ない資金調達手法ですが、株主に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡が予定されていないと解されていることから、払込みに応じていただけない株主にとっては選択肢が限定的となり、既存株主の利益に鑑みると、同様に望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

なお、非上場型新株予約権の無償割当て、募集株式の株主割当てのいずれの場合においても、既存株主は、発行企業に対し、株主の資力を投じる又は投資機会を放棄する以外の選択はなく、すなわちそれは、資金調達を行う企業にとってもライツ・オフアリングよりも調達する資金が小さくなる可能性を否定できないと考えます。

#### v. コミットメント型ライツ・オフアリング（一部コミットメント型を含む）

ライツ・オフアリングには、特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを実行することを定めた契約を締結する、コミットメント型といわれるスキームがあり、このようなスキームを採用した場合、発行会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。また、「引受証券会社による引受に際しての厳正な審査を経ることにおける信頼性の向上」や「未行使新株予約権を引受証券会社が全て行使することによる資金調達の確実性」という点から優れている面がありますが、一方で、引受証券会社が、行使されなかった新株予約権を取得し、行使価額を払い込んで行使しなければならないリスク（いわゆる引受けリスク）を負うことになるため、引受証券会社における引受けリスクに応じて、引受証券会社に高額のコミットメント手数料を支払う必要があります。さらに、当社の現在の株式流動性及び時価総額規模が小さいことから、上記の公募増資と同様に、その実施は相当に困難であると判断し、また、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額での引受けを検討できる証券会社を見出せていないことから、今回の資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

### 3. ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの日程

日程	内容
2024年6月3日（月）	取締役会決議 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出
2024年6月19日（水）	本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生日（予定）
2024年6月27日（木）	条件決定日（行使価額の確定日）
2024年6月28日（金）	本株主総会開催日（予定）（注）
2024年6月28日（金）	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求（予定）
2024年7月11日（木）	株主確定日（予定） ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
2024年7月12日（金）	本新株予約権無償割当ての効力発生日
2024年7月12日（金）	本新株予約権上場日（予定） （東京証券取引所より後日発表） 本新株予約権行使期間の初日（予定）
2024年7月26日（金） 目処	本新株予約権の株主割当通知書送付日（予定）
2024年8月31日（土）	2024年8月期に係る定時株主総会での議決権及び2024年8月期期末配当基準日

	<p>※上記のとおり、2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となります。また、本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式につき、当社の2024年8月期に係る定時株主総会での議決権を得るためには、原則として、2024年8月26日の営業時間までに本新株予約権の行使請求の手續の完了を確認することが必要になります（なお、前述のとおり、2024年8月31日は2024年8月期期末配当の基準日でもあります。2023年8月期決算短信において公表しておりますとおり、2024年8月期の配当予想は無配としております。）。なお、口座管理機関によっては行使請求の受付期間や手續の完了までに要する期間が異なる場合があるため、行使請求受付期間及び行使手續につきましては、必ずご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。</p>
2024年9月5日（木）	<p>本新株予約権の市場での売買最終日（予定）  ※売買注文の受付最終日には取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。</p>
2024年9月6日（金）	<p>本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）</p>
2024年9月11日（水）	<p>本新株予約権行使期間の最終日（予定）  ※上記「1. 本ファイナンスの概要（2）新株予約権の内容等 本新株予約権の権利行使期間」に記載のとおり、権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2024年9月10日の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使価額の支払いに係る手續が完了していることが必要になります。但し、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるほか、各口座管理機関の事務処理の都合等により手續の完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手續につきましては、必ずご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。</p>

（注）新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、（i）本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、（ii）東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを条件として、本ファイナンスを実施することといたしました。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### （1）調達資金の額（差引手取概算額）

本ファイナンスによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。以下は、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合（本新株予約権の総数2,158,527個のうち、1,079,276個分が行使された場合）における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。なお、行使比率を50%とする仮定については、前回ライツ・オフリングを実施した際に2023年6月16日付「ノンコミットメント型ライツ・オフリングにより発行する第5回新株予約権の最終行使結果及び発行済株式総数に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、行使比率は4.19%と低調に終わりましたが、その原因としては、i) 一般的なライツ・オフリングと比べ新株予約権の行使価格のディスカウント率が低く設定（条件決定日の終値からのディスカウント率は10%）されており、かつ、新株予約権の行使期間のうち47日間において当社株価が当該新株予約権の行使価額を下回る水準で推移したこと、ii) 直前の当社2023年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を下回ったこと、iii) 一部発行エリアの休止を決定・発表したことなどの理由から、新株予約権を行使するインセンティブが十分に生じなかったためであると考えております。本ファイナンスにおいては、行使価額のディスカウント率を50%として行使のインセンティブを高めていること、直前の当社2024年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を上回っていることなどから、前回のファイナンス時とは新株予約権の行使条件、経営環境が大きく異なるものと考えております。また、2020年以降に日本において実施されたノンコミットメント型ライツ・オフリング（当社の前回ライツ・オフリングを除く）における行使比率が70%台から90%台に分布しておりますが、筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の新株予約権の行使意向が確認できていない点等も総合的に勘案して本新株予約権の最終的な行使比率を設定しております。また、以下の発行諸費用のうち、本ファイナンスにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、IRや株主対応費用、名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

なお、本ファイナンスによる当社の資金調達額は、本新株予約権の全てが行使された場合に最大になり、その額は下記「[ご参考]（行使比率が100%の場合）」記載のとおりです。

（行使比率が50%の場合）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
365,870,157	20,000,000	345,870,157

（注）1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が339円と同額で、かつ、本新株予約権の総数の50%（本新株予約権の総数2,158,527個のうち、1,079,263個）が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額は、2024年5月31日時点の概算額です。

3. 発行諸費用の内訳

- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 1,100万円
- ・IR・株主対応・弁護士等費用等 : 500万円
- ・登記費用等 : 400万円

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 本新株予約権の行使比率が 50%を下回った場合又は行使価額が 339 円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

【ご参考】

(行使比率が 100%の場合)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
731,740,653	21,000,000	710,740,653

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が 339 円と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2024 年 5 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2024 年 5 月 31 日時点の概算額です。
  3. 発行諸費用の内訳
    - ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 1,100 万円
    - ・I R・株主対応・弁護士等費用等 : 500 万円
    - ・登記費用等 : 500 万円
  4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  5. 本新株予約権の全部若しくは一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は行使価額が 339 円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達資金の使途

本ファイナンスによって調達した資金は、上記「2.本ファイナンスの目的等(1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、①「資本業務提携、M&A」、②「AI、ソフトウェア研究開発」、③「リソースの拡充」にそれぞれ約 165 百万円、150 百万円及び 30 百万円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額（差引手取概算額）は約 345 百万円から増減しますが、その差額は、①「資本業務提携、M&A」への投資額を増減させることで調整いたします。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、想定どおりの資金調達ができなかった場合には、不足分については金融機関からの借入れによる充当を目指しつつも、②「AI、ソフトウェア研究開発」における投資を優先して実行いたします。

① 資本業務提携、M&A

これまで当社は、フリーペーパー「ちいき新聞」への広告出稿及びチラシの折込をメインに事業を展開してまいりました。資本市場からも“フリーペーパーの会社”という見方が定着しています。

しかし、当社の持つ本来の価値は、毎週 170 万世帯にリーチすることのできるインフラそのものであり、フリーペーパー発行事業から当社ならではの多くのアセット（企業価値）が生み出されています。

- ・ラストワンマイルにリーチできる約 2,500 人のポスメイト（配布員）
- ・週 1,000 万部以上の折込チラシの発注にも対応できる物流システム
- ・5 拠点 50 人以上の営業スタッフによる 40 エリアに分かれたきめ細かな営業網
- ・内製化された合計 42 人の編集・制作スタッフ
- ・外部協力者としての地域に根差した約 150 人のライター
- ・千葉に特化したママコミュニティ「ちいきラボ」約 1,500 人の運営
- ・年収や車保有情報などの独自調査項目も含む 6 万人の読者データ
- ・創業 40 年、上場企業ならではの信用・信頼
- ・年間約 8,000 社、累計約 8 万件のクライアント

これは広告事業だけで有効な資産ではありません。そこで、当社は「アセット」の再定義を行い、事業スケールの早期の拡大を図りたいと考えております。そのためには外部企業との連携が必要不可欠です。当社の「アセット」を必要とする人材関連、EC 関連、マッチング関連等の様々な事業者とのアライアンスを通じて「配布エリア内（千葉県・茨城県）の地域活性化／エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」、この 2 点を軸に新たな価値を創造していきます。2024 年 3 月よりこの方針の下、各企業と協議を進めており、現時点で具体的に資本業務提携、M&A を検討している対象先はありませんが、こうしたアライアンスを今後増やしていく中で、早期に時価総額 40 億円まで企業価値を向上させる必要があり、事業展開のスピードアップを図るため資本業務提携、M&A という手段も選択していく予定です。これら資本業務提携及び M&A の費用として充当時期は確定していませんが 2026 年 8 月期までに約 165 百万円を充当する予定です。なお、資本業務提携及び M&A に資金が充当されなかった場合は AI、システム研究開発の推進に充当する予定です。

## ② AI、システム研究開発

当社が毎週 170 万世帯に配布している「ちいき新聞」には、毎回読者から多くの反響が寄せられております。それだけでなく、Web サイト「チイコミ」やマッチングサービス「ちいき新聞のお手伝い」シリーズ、EC サービス「ちいきの逸品」等、当社サービスを利用いただくことで多くのタッチポイントが存在し、現在 60,000 人以上の様々なユーザーデータが蓄積されています。これらはまさに「生きた」情報で当社の貴重な「アセット」です。今後アライアンス先との新たなサービスが多数創出されること等により、さらに多くの情報を蓄積することができるようにするため、全てのサービスが Web サイト「チイコミ！」を經由して提供される状態を目指したいと考えております。

「チイコミ！」には単なるハブ機能だけでなく、「ちいき新聞」本紙に掲載されている広告・記事といったコンテンツを同じように展開することでエンタメ性あふれるサイトとするため機能の強化を図ります。また、蓄積されたデータは、整理・分析することでマーケティングへの活用が想定され、首都圏の生活者を対象にした大規模なテストマーケティングが可能となれば、新たなサービスとして売上への貢献が期待されます。さらに、当社では年間で約 20,000 本の広告原稿が作成されていますが、反響の良い広告原稿を分析することでクライアントへの提案の精度が上がり、既存のサービスへの貢献も期待できます。こうした膨大なデータを処理するための生成 AI の開発が鍵となり、産学連携も視野に入れた研究開発が必要であると考えております。

Web サイト「チイコミ！」に「ちいき新聞」掲載コンテンツ及び折込チラシの情報を自動連携させるための仕組みの開発、アライアンス先との間で創出されたサービスを「チイコミ！」を介して提供するための開発、「チイコミ！」に蓄積されたユーザーデータを整理分析し、マーケティングへの活用ができる状態にする開発及びWeb サイト「チイコミ！」の機能に対応し販売管理、支払管理を行う基幹システムの開発を行うため、開発のスタート時期として予定している 2024 年 9 月から順次 2026 年 8 月期までに、「チイコミ！」の開発に約 113 百万円、基幹システムの開発に約 37 百万円、総額で約 150 百万円を充当する予定です。

### ③ リソースの拡充

当社は新たな事業方針の下、成長戦略を推進していくにあたり、これまで当社の発行エリアである千葉県・茨城県を中心に顧客の開拓を行ってまいりましたが、当社サービスを発行エリア外に展開していく、あるいは他社サービスを当社発行エリア内で周知することにより売上規模の拡大を目指していきます。これらサービスの広域への展開をスピーディーに進めるためには、当社の強みである「アセット」を強化することがアライアンスをより成功に導くものと考えております。具体的には、当社とアライアンスを結ぶ企業の発掘及び事業スキーム開発を担当する組織（アライアンスの件数を増加させる役割）、アライアンスを実行に移しクライアントの発掘等を担当する組織（アライアンスの実効性を高める役割）の人員体制強化や当社企業価値の向上を適切に投資家へ発信するコーポレートコミュニケーションを担当する組織、アライアンスが増えることを想定し法務・財務の管轄組織の人員体制強化を考えております。また、当社アセットの核ともいえるインフラ機能の維持・発展のため配布員に対するインセンティブ強化及び配布地図システムの強化を実施したいと考えております。今後の戦略に関する基本方針の実行スピードを上げることを目的とした事業拠点の強化に対して約 13 百万円、人員体制の拡充に対して約 8 百万円、インフラ機能の強化に対して約 9 百万円、総額で 30 百万円を 2026 年 8 月期までに充当する予定です。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本ファイナンスにより調達する資金について、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した使途に充当することを予定しております。本資金使途につきましては、本日公表しております「今後の戦略に関する基本方針」のアライアンスによる連携、WEB 版港町構築プロジェクトを実現し、実効性を高めるために充当いたします。当社は現在、グロース市場の上場維持基準の中で時価総額の基準を満たしておらず、2026 年 8 月期までに上場維持基準を満たすことを求められております。本ファイナンスにより株式数を増やし、調達した資金を「今後の戦略に関する基本方針」の実現に投じることで企業価値を高め、株価の向上を図ることで時価総額の基準を満たすことを目指します。上場維持基準の適合に向けた期間を鑑みると早期に計画を実現するための資金調達を実行することが必要不可欠であり、本ファイナンスの実施を判断いたしました。当社は、このような投資によって、新たな成長戦略を推し進めて利益を創出し、財務基盤を強化するとともに、当社の企業価値、ひいては株式価値向上に繋がると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

## 6. 発行条件の合理性

本新株予約権 1 個当たりの行使価額につきましては、339 円（但し、2024 年 6 月 27 日（但し、

終値がない場合には、その翌営業日の終値とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が、339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)と設定しております。本新株予約権の発行決議日の前営業日又は条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は50%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使価額の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使価額は、基本的には調達金額と割当比率(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率)を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1:1:1(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株)とし、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達資金の用途」に記載の今後の資金用途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった(全部又は割当てられた本新株予約権100個のうち50個のみを行使する等)結果、残存した本新株予約権が行使期間の経過により消滅した場合、新株予約権の全部または一部を行使しなかった株主の皆様にはご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本ファイナンスは、財務基盤の強化及び調達した資金を成長投資に充当することにより、当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主様に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主様については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株主様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本ファイナンスの発行条件については合理的であると考えております。さらに、当社は、本ファイナンスの発行条件の合理性については、株主様へのより充実した情報提供とそれに基づく株主様の承認を得ることが必要であると考え、本ファイナンスの実施に関して、本株主総会に出席された(書面投票を含む)株主様の議決権の過半数の承認を得ることを実施の条件としています。

## 7. 潜在株式による希薄化情報等

### (1) 潜在株式による希薄化情報

2024年5月31日現在における当社の発行済株式数は2,159,286株であり、自己株式759株を差し引いた数2,158,527株と同数の2,158,527個の新株予約権が、本ファイナンスにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は2,158,527株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.96%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2024年7月26日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を

希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	[2, 159, 286]株	100%
現時点における潜在株式数	66, 600株	3.08%
本新株予約権に係る潜在株式数 (見込数) (注1)	[2, 158, 527]株	99.96% (注2)

(注) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

8. 筆頭株主の動向

当社は、本取締役会に先立ち、筆頭株主であるエンジェル・トーチ社 (2024年3月31日現在において当社の発行済株式総数の27.62%を保有) に対し、本ファイナンスにより割り当てられる本新株予約権に関する行使の意向の確認をしましたが、同社は本ファイナンスに対して反対の意向であることが確認されました。

しかしながら、当社は、東証グロースの上場維持基準の適合に向けた期間を鑑みると早期に計画を実現するための資金調達を実行することが必要不可欠であると判断しており、本ファイナンスにつきましては2024年6月28日開催予定の本株主総会において当社株主の意思確認を行いたいと考えております。

9. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間内における発行済株式総数の公表につきましては、行使期間中は日々の発行済株式総数を正確に認識することが困難であること、また、新株予約権の行使請求受付の時点と発行済株式総数の記録時点に時間差が生じるため、公表する数値としては正確性に乏しいとの当社判断により、公表いたしません。なお、行使期間が終了した後、行使結果及び発行済株式総数について2024年9月下旬を目処に公表する予定であります。

(ご参考) 証券保管振替機構「新株予約権・新投資口予約権行使請求の取次状況の公表」

[https://www.jasdec.com/description/less/publication\\_rights/publication\\_rights.html](https://www.jasdec.com/description/less/publication_rights/publication_rights.html)

10. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておきませんが、本ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の

合理性に係る評価手続きが求められていること、(iii) 当社の独立社外取締役田中康郎氏から、「本件増資は、株主割当増資に分類されるもので、全ての株主に平等・公正な設計となっており、少数株主保護の観点において格別の問題を生じさせるものではないが、前回のノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る実施状況及び当社代表取締役が当社筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の役員を兼任しているなどその後の当社の役員構成等に鑑み、本ファイナンスによる資金調達手法について株主総会の承認を得ておくことが相当である」旨の意見が出されていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを、本ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。田中康郎氏は、司法分野での豊富な経験及び知見に基づく客観性や中立性の高い助言・提言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断して選任した社外取締役であり、また、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定されております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資金的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

但し、本ファイナンスの実施の条件（本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認決議）を満たした場合であっても、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本ファイナンスの実施を中止いたします。

#### 11. 今後の見通し

2024年6月3日付「2024年8月期第3四半期累計期間業績数値（速報）」をご参照ください。

今後本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより当社の業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

#### 12. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

##### (1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、本日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A」をご参照ください。なお、本ファイナンスは行使期間内において行使も売却も行わずに保有を継続された新株予約権は失権（消滅）するスキームとなっておりますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

##### (2) 単元未満株式の交付について

本ライツ・オファリングにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は100株であることから、100個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされており、また、東京証券取引所において売却を行うことができません。

##### ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

③ 単元未満株式の売渡請求に関する権利

なお、単元未満株式を有する株主は、請求日の終値を対価として当社に対して保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、割り当てられた 100 個未満の本新株予約権について、権利行使により単元未満株式の交付を受けることを望まない株主様は、市場取引等により本新株予約権を売却することも可能です。なお、東京証券取引所における本新株予約権の売買単位は 100 個であり、100 個未満の本新株予約権を東京証券取引所において売却することはできません（市場外での売却については売却単位による制約はありません。）。

(3) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問い合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「ノンコミットメント型ライツ・オフリングに関する Q&A」をご参照ください。

(4) 米国居住の株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続きに起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討をいたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i)米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
売上高（百万円）	2,788	2,887	2,926
営業利益又は営業損失（△） （百万円）	△51	9	△20
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△50	7	△47
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失（△）（百万円）	△87	8	△51

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△46.60	4.43	△24.41
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	40.86	83.84	71.42

※売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第5回新株予約権の発行

方法	ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる新株予約権の発行
割当日	2023年4月11日
発行時における調達予定資金の額	832,957,266円(差引手取概算額:800,957,266円) ※ノンコミットメント型ライツ・オファリングにより発行された新株予約権が全部行使された場合における新株予約権の行使価額の総額
行使価額	行使価額367円
割当てた新株予約権の個数	2,072,033個
割当日における発行済株式総数	2,072,500株
行使状況	86,786個
調達した資金の額	31,850,462円(差引手取概算額:10,052,248円)
発行時における当初の資金用途	① 収益獲得が見込めるエリアの営業力強化 111,000,000円 ② DX関連事業の積極推進 117,000,000円 ③ 新聞等発行事業の対象エリアの拡張 10,000,000円 ④ 財務基盤強化のための長期借入金の返済資金 66,000,000円
発行時における支出予定時期	2023年5月以降
現時点における充当状況	現時点における調達した資金の全額を以下のとおり充当済。 ① 収益獲得が見込めるエリアの営業力強化 (0.1億円) ② DX関連事業の積極推進 (0円) ③ 新聞等発行事業の対象エリアの拡張 (0円) ④ 財務基盤強化のための長期借入金の返済資金 (0円)

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
始値	825円	682円	580円

高値	1,109 円	810 円	638 円
安値	640 円	383 円	338 円
終値	673 円	600 円	372 円

②最近 6 ヶ月の状況

	2023 年 12 月	2024 年 1 月	2024 年 2 月
始値	438 円	366 円	376 円
高値	462 円	389 円	454 円
安値	356 円	362 円	366 円
終値	370 円	376 円	381 円
	2024 年 3 月	2024 年 4 月	2024 年 5 月
始値	382 円	631 円	506 円
高値	1,030 円	639 円	545 円
安値	381 円	456 円	501 円
終値	531 円	508 円	526 円

④ 発行決議日前営業日における株価

	2024 年 5 月 31 日
始値	642 円
高値	678 円
安値	631 円
終値	677 円

14. 発行要項

後記「発行要項」をご参照ください。

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本書及び 2024 年 6 月 3 日付提出の有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社の財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

## 【ご参考】

### 第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社地域新聞社 第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法  
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024年7月11日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数  
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日  
2024年7月12日
5. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合は、その翌営業日の終値とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の[50]%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の[50]%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。））とする。
  - (3) 本新株予約権の行使期間  
2024年7月12日から2024年9月11日までとする。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
  - (6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使価額の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

(1) 上記各項については、当社臨時株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に

一任する。

以 上